

区連会 資料 1－3

令和 7 年10月17日

旭区自治会町内会長 各位

旭 消 防 署 長

高齢者世帯を対象とした防災訪問の実施について（通知）

爽秋の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、本市の防火・防災対策の推進につきまして、深い御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、旭消防署では、防火対策の推進を図るとともにあんしん救急の更なる推進を目的とし、消防職員が直接高齢者宅を訪問し、住宅用火災警報器や具体的な防火防災アドバイス等を行う「防災訪問」を実施しますのでご承知おきください。

1 実施期間

令和 7 年11月 1 日から令和 8 年 2 月28日まで

2 実施者

旭消防署職員

3 実施内容

対象となる高齢者宅を訪問し、主に次のアドバイスを行います。

- (1) 住宅内の出火防止（こんろ、着衣着火、ストーブ）に関する注意喚起について
- (2) 浴室内の溺死・溺水事故（ヒートショック）に関する注意喚起について
- (3) 住宅用火災警報器の点検等について
- (4) あんしん救急について

4 対象世帯

旭区内の次のいずれかの世帯

- (1) 65歳以上の一人暮らし世帯
- (2) 同居者全員が65歳以上の世帯
- (3) その他、訪問が必要と認められる世帯

5 自治会町内会長の皆様へのご依頼

- (1) 防災訪問の趣旨を御承知おき下さい。
- (2) 民生委員と消防職員が調整し、御希望のある対象者世帯を訪問します。

6 住宅防火アドバイス研修会の実施について

旭消防署では家庭防災員向けの研修会において、「住宅防火アドバイス研修会」を民生委員及び訪問介護員の皆様にも公開いたします。

つきましては、町内会でご興味のある方々にも御参加いただけますので、是非ご案内をお願いいたします。

(1) 開催日時

11月29日（土）、12月1日（月） 両日ともに9時15分～10時00分

(2) 開催場所

旭区役所新館2階 大会議室

(3) 持ち物

特になし

(4) 実施内容

上記3に記載のとおり

(5) 申込方法

ア URL

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/fd037f23-83c4-4442-9ee5-e3f76420d196/start>

イ 二次元コード



担当：旭消防署総務・予防課予防係

藤井、鈴木

旭消防署警防課

久保

電話：045(951)0119